令和6年5月16日

パートナーシップ構築宣言を行う中堅・中小企業への ヒアリング調査結果等について

近畿経済産業局では、成長と分配の好循環に繋がる、適切な価格転嫁実現に向けての重要な施策の一つである、パートナーシップ構築宣言の宣言企業数の拡大と実効性の向上に取り組んでいます。
この度、『パートナーシップ構築宣言』の効果の検証として、中堅・中小企業132社へのヒアリング調査と、中小企業6社の取組事例集を取りまとめました。
ヒアリング調査では、パートナーシップ構築宣言を公表している企業間においては価格協議に対する意識が高く、価格転嫁も進んでいることが伺えます。また、宣言の効果としては「サプライチェーンの強化」や「社員の意識向上」に繋がったと回答がありました。
これらの結果等を踏まえ、宣言の推進と実効性の向上に取り組んで参ります。

１．背景と目的

政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱です。安定的な賃上げには、生産性向上による原資の確保と共に、発注事業者と受注企業との間における、取引適正化、適切な価格転嫁が重要となります。
本取組は、適切な価格転嫁に向けた、重要な取組のひとつである『パートナーシップ構築宣言』を公表している中堅・中小企業に対して宣言の効果等を取りまとめることで、更なる宣言企業数の拡大と実効性向上を行い、適切な価格転嫁の実現を推進していくことを目的としています。

２．調査の概要

①下請Gメンによる「パートナーシップ構築宣言」企業のヒアリング調査結果について《資料1》
管内で『パートナーシップ構築宣言』を公表している132社へ、受注者側の立場として(パートナーシップ構築宣言している親会社との取引)また、発注者側の立場として(自社の下請企業との取引）の取引内容をヒアリング。
・受注者側として：親事業者との取引価格交渉・価格転嫁の現状
・発注者側として：自らのパートナーシップ構築宣言の中で積極的に取り組む項目、宣言することによる効果や補助金への申請状況に関する調査
（調査結果のポイント）
■ヒアリング企業と親事業者の取引で価格協議が行われた割合は88%を占め、ヒアリング企業への価格転嫁の状況は、75%が要望に対して「7割以上」価格転嫁ができたと回答があり、フォローアップ調査（2023年9月：中小企業庁実施）結果を大きく上回る結果となった。

■価格協議の方法と価格転嫁の状況を見ると、ヒアリング企業と親事業者双方の定期的なコミュニケーションをとることで価格転嫁が進んでいることが伺える。

■宣言の「効果があった」と回答した企業は40%の52社で、うち具体的な効果に「サプライチェーンの強化」、「社員の意識向上」をあげた企業は各々14社と10社であった。

②パートナーシップ構築宣言にかかる取組事例集 《資料2》

宣言企業数の拡大と実効性向上を目的に、管内でパートナーシップ構築宣言を公表した中堅・中小企業6社の取組（「サプライチェーン全体の 付加価値向上への取組」、「宣言にあたっての工夫ポイント」、「宣言をして良かったこと」など）を紹介。

③中小企業の相談窓口について《資料3》

受注者側の価格交渉・価格転嫁を引き続き後押しするため、近畿管内の公的支援機関の中から、経済産業省が「価格転嫁サポート窓口」を開設する「よろず支援拠点」をはじめ11機関の協力によりヒアリングを実施し、相談窓口での取組状況やその活用メリットと、相談事例を併せて整理・紹介。

3．今後の取組

当局としては、本調査で確認した『パートナーシップ構築宣言』の公表による効果を踏まえ、宣言企業の更なる拡大を図り、取引の適正化、適切な価格転嫁対策に繋げていきます。

また、取組事例集については、宣言の公表促進と実効性向上に向けた検討資料に資するよう充実を図っていきます。

参考【以下(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトから抜粋】

パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言では、次の（1）、(2)を宣言します。

（1）サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**
（企業間連携、 IT 実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達、健康経営に関する取組等)

（2）**下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準準」）の遵守。特に**取引適正化の重点5課題への取組**
①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、
③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

＊近畿経済産業局管内の宣言企業数：7,534社（令和6年3月29日現在）

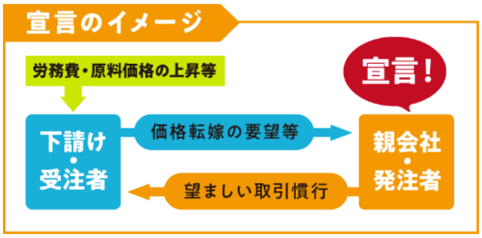

パートナーシップ構築宣言のメリットは

・宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
・宣言企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」の使用、名刺などで企業の取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。
・一部の補助金で加点を受けることができます。
・「振興基準」を遵守することで下請けの企業と信頼関係が築ける。　　など

（本発表資料のお問い合わせ先）
パートナーシップ構築宣言のヒアリング調査結果について、取組事例集
近畿経済産業局　産業部　中小企業課　取引適正化推進室長　平田
担当者：葛原、大井、奥村　　電話：06－6966－6037

中小企業の相談窓口について
近畿経済産業局　総務企画部 中小企業政策調査課長　近藤
担当者：伊藤　　電話：06－6966－6057